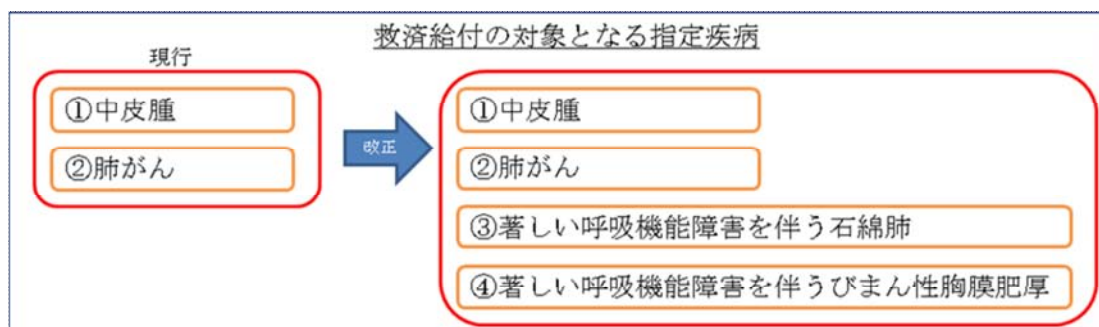


石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令について

1. 改正の背景・趣旨

- (1) 現在、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）の救済給付の対象となる「指定疾病」（法第2条第1項）は、中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物（以下、「肺がん」という。）の2つであるが、本年4月28日に開催された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において、「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」が取りまとめられた。
- (2) 本答申においては、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚のうち、「著しい呼吸機能障害をきたしている場合は、現在の指定疾病（中皮腫及び肺がん）と同様に重篤な病態であり、現行法の趣旨に鑑み、救済の対象とすることが適当」であるとされたため、救済の観点から、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を指定疾病に追加するため、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成18年政令第37号。以下「令」という。）の改正が行われた。



2. 改正の内容

- (1) 「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を、指定疾病として新たに令第1条に規定する。
- (2) 「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の認定の有効期間を、法第4条第4項に規定する基準日から申請のあった日の前日までの期間に「5年」を加えた期間とする。
- (3) その他必要な経過規定を定める。

3. 施行

平成22年7月1日（木）

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（指定疾病）</p> <p>第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次のとおりとする。</p> <p>一 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺</p> <p>二 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚</p> <p>（認定の有効期間）</p> <p>第二条 法第六条第一項（法第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、次の各号に掲げる指定疾病の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 五年</p> <p>四 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 五年</p> <p>第三条（第十九条）</p>	<p>（認定の有効期間）</p> <p>第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項（法第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、次の各号に掲げる指定疾病の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第二条（第十八条）</p>